

## 議案第 4 号

基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出

基山町長 松 田 一 也

## 基山町条例第 号

基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和54年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保険給付に要する費用の財源に不足を生じたとき」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の不足等国民健康保険事業の財政運営に支障を生ずるとき」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

国民健康保険の財政運営の県単位化に伴い、佐賀県に対して納付する国民健康保険事業費納付金の不足等が生ずるときは、基金の処分を行うことができるようにするため、基山町国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正する必要がある。

平成30年3月15日原案可決